

〔法律〕

（給水義務）

第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需用者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

〔要旨〕

本条は、給水契約申込みの受諾義務、常時給水義務及び給水の停止について規定したものである。

〔解説〕

一、給水契約

（一）給水契約の性格

「給水契約」は、水道事業者が水道により常時水を供給する義務を負い、需要者がこの給付に対して料金の支払義務を負う有償双務契約である。水道事業は公益性の高い事業であることから、本法においては水道事業の経営に当たつての種々の規制を行っているところであるが、給水契約についても給水契約の申込みの受諾及び常時給水の

義務等を定めて契約自由の原則に制約を加えているのである。

（二）給水契約の成立

給水契約は、需要者の給水申込みと水道事業者の承諾とによって成立し、一定の様式を必要としない（諾成不要式）契約である。

二、給水契約の受諾義務（一項）

（一）給水契約の受諾

契約自由の原則は、当事者の自由な意思を尊重し、契約を締結するか否かの自由、契約の相手方を選択する自由、契約内容をいかに定めるかの自由を含むとされているが、給水契約のような付合契約においては、需要者は契約を締結するか否かの自由のみを有するにすぎない。これに対して、本条第一項では、需要者の利益を保護するために、水道事業者が相手方を選択する自由を制限している。水道事業者は、一般の需要に応じて水を供給する事業を経営するものとして認可されているものであるから、当該事業計画に定める給水区域内の何人からの申込みにも応ずべきであり、申込者を選択して事業経営に有利な者のみに水を供給するようなことがあってはならない。本条第一項の規定は、給水契約の締結に当たつての水道事業者の恣意を排除する趣旨である。したがって、水道事業者は、申込者の使用水量の多少、用途、信条、社会的地位等に関わりなく給水契約を締結しなければならない。

なお、給水装置の設置工事の申込みについても、正当な理由がなければ、水道事業者は拒み得ないとされている（長岡簡裁昭和四二年五月一七日判決、奈良地裁昭和五五年一二月二四日判決）。これは、需要者の給水装置工事の申込みを拒否することは、事実上給水契約の申込みを拒否するのと同じ結果となるからである。

（二）正当な理由

1 本項の給水義務を解除する「正当の理由」とは、水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰すことのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合に限られるものであり、法第一六条（給水装置の構造及び材質）に定めるもののほかおおむね次のような場合が想定される。

(1) 配水管未布設地区からの申込み

給水区域内であっても、配水管が未布設である地区からの給水の申込みがあった場合、配水管が布設されるまでの期間、給水契約の締結を拒否することは正当な理由となる。配水管未布設地区からの申込者が自己の費用で給水管を設置し、給水を送込む場合については、次の(2)及び(3)に述べるような事情がない限り拒否することができない。

(2) 給水量が著しく不足している場合

正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかである場合には、その不足している期間において給水契約の締結を拒否することは正当な理由となる。

(3) 多量の給水量を伴う申込み

当該水道事業の事業計画内では対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込みに対して給水を拒否することは、正当な理由となる。

2 需要者の申込みに対するその家主、地主等の反対は、一般に正当な理由とはならない。申込者側の個々の事情は申込者において処理すべきものであって、給水契約の締結とは直接関係がないからである。したがって、水道事業者が給水の申込みを受ける際に求める利害関係人の同意は、給水装置工事の施行に当たっての紛争を未然に

防止し、工事が円滑に行われるようにするための配慮から予め利害関係人との調整を求めるに過ぎないものである。従って、同意が得られないことをもって給水を拒むことはできない。もっとも、同意が得られないことを理由に給水契約に応じなかったとしても、直ちに違法な給水拒否として、申込者に対し不法行為が成立するとは限らない（奈良地裁昭和五五年二月二四日判決）。また、給水契約が成立していても、法に基づく手続きや利害関係人の実力行使により給水装置の工事が施行できず、現実に給水ができなくとも、これは水道事業者の責に帰すことのできない事由により給水契約が履行できないだけにすぎない。

水道事業者は、需要者から申込みがあった場合には、申込者が現に居住し、又は事業を営んでいる等の事実に基づいて申込みを承諾すべきもので、たとえ需要者が土地の不法占拠者であっても、また、違法建築物への給水の申込みであっても同様である（水道法上の疑義について 昭和四一年環水五〇一八号水道課長通知）。しかし、水道事業の適正な運営を図りつつ都市の秩序ある発展に資するために、現に居住していない違法建築物で一定の条件を満たしているときは、当該違法建築物への給水の申込みに対し承諾を一時保留するよう指導されている（建築基準法の違反建築物に係る水道の取扱いについて 昭和四六年環水一二号環境衛生局長通知）。

(三) 罰則

正当な理由がなく給水契約の申込みを拒んだ者は、一年以下の懲役又は一〇万円以下の罰金に処せられる（法五三条三号）。

三、常時給水の義務（二項）

(一) 常時給水

水道事業者は、給水契約の成立した水道利用者に対して常時水を供給する義務を負う。「常時給水」とは、需要

者の欲するところにより常時水を供給することをいう。これは、電気、ガスと同じく、水が日常生活に必要不可欠であり、不断に提供される必要があるからである。ただし、水道用水の緊急応援命令（法四〇条）を受けたため水量が不足したり、又は災害その他正当な理由があつて止むを得ないときはこの限りでない。

(二) 正当な理由

常時給水の義務を解除する「正当な理由」とは、給水の停止が、異常渇水によるもののほか災害、停電等による施設の破損、動力の使用不能又は水道管の破裂等水道事業者に起因しない理由による場合と、水道施設の拡張、改良、補修等水道事業者に起因する場合とがある。これらの場合のうち、突然の停電、災害等による事故発生等水道事業者の意思に反して給水が停止される場合を除き、原因を問わず、水道事業者の意思により給水を停止しようとする場合は、給水を停止する区域及び期間を予め関係者に適切な方法で周知させなければならない。周知すべき「関係者」とは、給水を停止する区域の水道利用者及び消防機関等であり、「周知させる措置」とは、関係者に給水を停止することを知れわたらせる手段、方法をいい、具体的にはチラシ、広報紙、広報車、ラジオ、テレビ等によることが考えられるが、時間的余裕がなく広報車のみによる場合は、客観的に、当該区域の関係者全てが承知し得る程度に広報することが必要である。ただし、全ての関係者が現実には了知することは必ずしも必要でない。しかし、消防機関や病院等人の生命等に係る水道利用者には個々に通知することが望ましい。また、本項は水圧を下げて水の出をにぶくするような給水の制限方法にはふれていないが、この場合も本項の定めるところと同様に扱うことが望ましい。なお、事故等による突発的な給水停止の場合であっても、速やかに関係者に対しその旨周知させることが必要である。

(三) 準用

本条第二項の義務は、水道用水供給事業者に準用される。この場合、第二項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と読み替える（法三一条）。

(四) 罰則

正当な理由がなく常時給水の義務に違反した水道事業者及び水道用水供給事業者は、一年以下の懲役又は一〇万円以下の罰金に処せられる（法五三条四号）。

四、給水の停止（三項）

(一) 給水停止の趣旨

本項は、個々の需要者（給水契約の当事者）に対する給水停止を規定したものである。前項の給水停止は、給水区域の全部又は一部にわたる一般的なもので、その給水停止の事由は、水道事業者の責に帰すことができない事由により水道事業の適正な運営が阻害された場合その他正当な理由がある場合に限定されるのに対し、本項の給水停止の事由は、需要者の責に帰すべき事由であつて、水道事業の健全な運営あるいは衡平の法理に反する場合に限られる。また、これらの事由は、水道事業者と個々の需要者との関係であるので、本項に基づく給水停止は、供給条件として供給規程に定めておかねばならない。

本項の趣旨は、水道利用者に料金不払い、給水装置の検査拒否その他その責に帰すべき事由があるときは、水道事業者は、その者に対する給水義務の履行を拒むことができることである。これは、広い意味での同時履行の抗弁権といわれるもので、給水契約が有償、双務、継続的供給の関係にあることに着目して認められたものである。したがつて、給水停止は、給水契約を解約するものではなく、給水を停止することができる事由が解消すれば直ちに

給水を開始しなければならない。

(二) 給水停止の事由

1 料金不払い

給水契約は、水の継続的供給と水道料金の支払いとが相互に対価関係にある双務契約であるから、料金を支払わないときは同時履行の抗弁権が認められる。水道事業は水道料金収入を主たる経営財源とする企業であるので、料金を支払わない者に対し給水を継続することは事業の収支の均衡を失うことになるから、かかる者に対し給水の継続を中止することは、衡平の法理に照らし当然のことである。

水道事業者は、給水契約の成立に伴い水を供給し、給水の対価を水道利用者に請求して支払いを受けることとなるが、給水契約のような継続的供給契約においては、水の供給と料金の支払いとは全期間を通じて対価関係にあるので、既に供給した水の料金支払義務と今期の水の供給義務とは同時履行の関係にある。

2 給水装置の検査拒否

給水装置による水の汚染等を防止するために、法第一六条以下第一八条までの規定がおかれているが、本項は、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだときの給水の停止について定めたものであり、水質及び水圧の適正な管理を確保し、一般の需要者への被害を未然に防止する趣旨である。給水装置の構造、材質等が不適切な場合には、供給する水の水質に影響を及ぼし、又は他の需要者の利用に支障を与えるおそれがあるので、給水装置が一定の基準に適合していること及びそのために必要な検査を受忍することを水の供給と交換的に履行させることとしたものである。検査を拒む正当な理由とは、身分証明書の不携帯等法第一七条に規定する検査の要件を欠くような場合である。

3 その他正当な理由

「その他正当な理由」とは、給水装置の使用が不適切で、再三の警告にもかかわらずこれを改めず、他の需要者に悪影響を及ぼすおそれのある場合、水道メーターの検針を拒み、又は妨げた場合等である。

また、水道事業者の行った給水装置工事費用の支払義務と給水義務とは厳密な意味において同時履行の関係にあるとはいえないが、公平の見地から、たとえ給水開始後の料金は支払っているとしても、給水の前提となる給水装置工事費用の支払いをしない利用者に対し給水停止権を認めることは十分合理性を有するものとされている（岡山地裁昭和四四年五月二九日判決）。

〔参考〕

一、水道法上の疑義について（通知）

（昭和四一年三月九日環水第五〇一八号水道課長）

標記について、別紙一のとおり大阪府衛生部長から照会があり、別紙二のとおり回答したから御了知ありたい。

（別紙一）

環第千三百一十二号 昭和四十一年一月二十六日

厚生省環境衛生局水道課長殿

水道法上の疑義について（照会）

大阪府衛生部長

最近本府管下各都市では人口の激増にともない不法建築物が急増の傾向にあり、このため各都市においては、防火対策、都市計画等に重大な支障をきたすのみならず水道の給水計画の大幅な変更を余儀なくされている現状であります。これに対し一部の都市では、給水受諾の制限等の措置を検討している所もあり、本府といたしましても水道法の解釈を明らかにして、水道法上遺憾のないよう、行政指導いたしたいと存じますので下記事項につきよろしくご回答くださるようお願いいたします。